

令和2年5月25日
横浜市健康福祉局こころの健康相談センター

**新型コロナウイルス感染症の発生状況等に伴う
自立支援医療(精神通院医療)の対応等に係る追加のお知らせについて
(主に所得変更申請を予定されている方向け)**

令和2年5月8日付で、自立支援医療(精神通院医療)受給者(令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する方に限ります)の皆様の有効期間延長対応についてお知らせしましたが、追加で下記の通りご案内いたします。

【月額負担上限額を決定する際に参照する税情報の参照年度について】

令和2年度の税情報を参照して月額負担上限額を変更するための「所得変更申請」は、本年に限り7月から受付します。

前々年と前年の収入額に大きな変化があり、所得変更申請を検討されている受給者の方におかれましては、本年に限り令和2年度の税情報を使用できるのが7月以降となります。

これは、新型コロナウイルス感染症の発生状況により、1年間の所得に係る税金額を税務署に申告する「確定申告」の期日が、例年3月中旬に締め切られるところ4月中旬に延長され、更には締切日以降も受付可能となったことにより、令和2年度の税情報が取得可能となるのが1か月程度遅れる見込みであるためです。

以上、ご了承くださいませようお願いいたします。

事務担当：

横浜市健康福祉局こころの健康相談センター
(TEL) 045-671-2415